

和歌山大学スポーツ・文化活動活性化委員会規程

制 定 平成21年 4月24日

法人和歌山大学規程第 929号

最終改正 平成22年 6月25日

(目的及び設置)

第1条 和歌山大学のスポーツ・文化活動を通し、活力ある大学の創造と自主・創造力溢れる学生の育成等を目的として、和歌山大学スポーツ・文化活動活性化委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 体育会・文化連合会の活性化支援
- (2) スポーツ・文化国際交流の支援
- (3) 環境教育支援
- (4) 施設の整備充実と管理運営の支援
- (5) 地域のスポーツ・文化活動支援
- (6) スポーツ・文化活動研究支援
- (7) その他、スポーツ・文化活動活性化のために必要な支援

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学生支援担当の理事（以下「理事」という。）が指名する評議員 1名
- (2) 理事が指名する和歌山大学学生支援委員会委員 4名
- (3) 理事が指名するクラブ顧問 2名
- (4) 学生支援課長
- (5) 学生支援課職員 1名
- (6) 委員会が必要とする者 若干名

(任期)

第4条 委員（第3条第4号を除く）の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残存期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、評議員をもって充てる。

(会議)

第6条 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

- 2 委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員が臨時に委員長の職務を行う。
- 3 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ議事を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 委員会が必要と認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

## スポーツ・文化活動活性化委員会規程

(専門部会)

第8条 委員会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関する事項は、委員会が別に定める。

(報告)

第9条 委員長は、議事録を理事に提出するとともに、次に掲げる事項について、和歌山大学学生支援委員会に報告し、同委員会の了承を得るものとする。

(1) 年度計画

(2) 活動報告

(事務)

第10条 委員会の事務は、学生支援課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月24日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年6月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1028号)

この改正規程は、平成22年7月1日から施行する。